

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法等の改正に伴い、大学生年代の子等に関する特別控除の創設等所要の改正を行うもの

【主な改正項目】

1.大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

1）改正内容

（第33条の3、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

特定扶養控除の控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が段階的に控除を受けることができる仕組みを導入（控除額：最高45万円）

大学生年代の子の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※大学生年代の子…判定日（12月31日）現在に23歳未満19歳以上である子

2）施行期日：令和8年1月1日

2.加熱式たばこの課税方式の見直しに係る条項の新設

1）改正内容（附則第13条の2の2関係）

国のたばこ税の見直しに伴い、紙巻たばこよりも税負担水準が低い加熱式たばこの課税方式を見直す。令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で実施

2）施行期日：令和8年4月1日